

公益財団法人誠之舎入舎生選考委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、定款 40 条の規定に基づき、選考委員会（以下、「委員会」という。）の構成及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、理事会の諮問に応じ、定款第 4 条（公益目的事業）に掲げる入舎生の選考に関する事項を審議する。

(委員)

第3条 委員会の委員（以下、「選考委員」という。）は、学識経験者のうちから、理事会が選任し、理事長が委嘱する。

- 2 選考委員は、6名以内とする。
- 3 選考委員のうちには、役員及び評議員が2名を超えて含まれてはならない。
- 4 選考委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠又は増員により選任された選考委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5 選考委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 6 選考委員名は、原則として非公開とする。ただし、理事会において特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(選考委員長)

第4条 委員会には選考委員長（以下、「委員長」という。）1名をおくこととし、選考委員のうちから互選により選任する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。
- 3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、互選により他の選考委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下、「会議」という。）は、必要に応じ、委員長が随時招集する。

- 2 会議を招集しようとするときは、選考委員に対し、予め議題、日時、場所その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 委員会は、選考委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、議題につき、書面をもって予め意見を表明した選考委員は出席者とみなす。
- 4 委員会の議事は出席した選考委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 5 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面をもって選考委員の意見を求めることにより、委員会の議決に変えることができる。この場合においては、委員長はその結果について、各選考委員に報告しなければならない。
- 6 選考委員は、自己に特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わるができない。
- 7 委員会は、原則として、非公開とする。ただし、委員長は、適当と認める者に対して、必要な協力を求めることができる。

(選考基準)

第6条 入舎生の選考は、別に定める選考基準に基づいて行う。

(議事録)

第7条 委員会の審議については、その経過及び結果を記録した議事録を作成する。議事録は、原則として非公開とする。

(報告)

第8条 委員長は、選考結果を一定の期間内に文書をもって理事会に報告するとともに、理事会の要請があるときは、理事会に出席して、その選考理由を説明しなければならない。

(選考委員の責務)

第9条 選考委員は、入舎生の選考を公正に行い、選考の過程及び内容並びに選考委員の職務上知り得た秘密については、選考決定前及び選考結果発表後とも、他に漏らしてはならない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事長が起案し、理事会の議決を経て行う。

附則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、平成24年4月1日から施行する。